

# 福岡県公報

令和 2 年 8 月 21 日  
第 129 号

## 目 次

### 告 示 (663号 - 665号)

|                                   |           |    |
|-----------------------------------|-----------|----|
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等           | (農山漁村振興課) | 1  |
| ○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等           | (農山漁村振興課) | 2  |
| ○道路の供用の開始                         | (道路維持課)   | 2  |
| <b>公 告</b>                        |           |    |
| ○土地改良区の定款の変更の認可                   | (農村森林整備課) | 2  |
| ○競争入札参加者の資格等                      | (総務事務厚生課) | 2  |
| ○一般競争入札の実施                        | (警察本部会計課) | 4  |
| ○土地改良区の定款の変更の認可                   | (農村森林整備課) | 6  |
| ○土地改良区の定款の変更の認可                   | (農村森林整備課) | 6  |
| ○建築基準法に基づく道路の指定                   | (建築指導課)   | 7  |
| ○建築基準法に基づく道路の指定                   | (建築指導課)   | 8  |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定                | (建築指導課)   | 8  |
| ○建築基準法に基づく道路の位置の指定                | (建築指導課)   | 9  |
| ○私道の廃止及び変更の承認                     | (建築指導課)   | 10 |
| ○私道の廃止及び変更の承認                     | (建築指導課)   | 10 |
| ○都市計画の図書の写しの縦覧                    | (都市計画課)   | 11 |
| ○福岡県行政手続条例に基づく意見募集                | (道路維持課)   | 11 |
| ○開発行為に関する工事の完了                    | (都市計画課)   | 11 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 11 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 |           |    |

|                                   |           |    |
|-----------------------------------|-----------|----|
|                                   | (中小企業振興課) | 12 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 12 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 12 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 13 |
| ○大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 | (中小企業振興課) | 13 |
| ○開発行為に関する工事の完了                    | (都市計画課)   | 13 |
| ○開発行為に関する工事の完了                    | (都市計画課)   | 14 |

## 告 示

### 福岡県告示第663号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 2 年 8 月 21 日

福岡県知事 小 川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものを除く。)で定めるところによる。
 

平成 6 年 4 月 8 日 農林水産省告示第680号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並び

に關係市役所及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成3年10月16日農林水産省告示第1272号

- 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第665号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年8月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----|---------|
|----------|-----|---------|

|     |                   |   |  |
|-----|-------------------|---|--|
| 京 築 | 長 尾<br>稗 田<br>平 島 | 線 | 行橋市泉中央八丁目294番1先から<br>行橋市泉中央八丁目286番1先まで |
|-----|-------------------|---|--|

## 公 告

### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名  | 認可年月日    |
|---------|----------|
| 大橋土地改良区 | 令和2年8月7日 |

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

- 調達をする物品等又は特定役務の種類

OA業務用端末装置賃貸借

- 競争入札参加者の資格

- (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）

コ 営業概要表（様式第5号）

サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に

あるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）  
 テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）  
 (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 （電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）  
 申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間  
 この公告の日から令和2年9月4日（金曜日）までとする。  
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
 競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続  
 (1) 競争入札参加資格の有効期間  
 競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。  
 (2) 有効期間の更新手続  
 (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

**公告**

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名

- A業務用端末装置賃貸借契約  
 (2) 契約内容及び特質等  
 入札説明書による。  
 (3) 賃貸借期間  
 令和3年1月1日から令和9年12月31日までの間  
 (4) 納入場所  
 入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法  
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・ 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先  
 福岡県総務部総務事務厚生課調達班  
 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
 電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年9月30日（水曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

| 大分類 | 中分類 | 業種名      | 等級 |
|-----|-----|----------|----|
| 13  | 08  | リース・レンタル | AA |

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
（電話番号）092-641-4141 内線2236
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付  
令和2年8月21日（金曜日）から令和2年9月29日（火曜日）までの福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 提出期限  
令和2年9月30日（水曜日）午後5時45分
- (3) 提出方法  
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

令和2年10月1日（木曜日）午後2時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の

県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for personal computers that are going to be used as network terminal computers and their peripheral devices.
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on September 30, 2020
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2236)

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 土地改良区名    | 認可年月日     |
|-----------|-----------|
| 大橋第二土地改良区 | 令和2年8月11日 |

#### 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

|            |           |
|------------|-----------|
| 土地改良区名     | 認可年月日     |
| 宮若市吉川土地改良区 | 令和2年8月11日 |

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号       | 指定年月日      | 指定期間         | 道路の位置  | 道路の延長(m) | 道路の幅員(m)    |
|------------|------------|--------------|--|----------|-------------|
| 31福整第93号   | 平成31年4月18日 | 平成33年3月31日まで | 起点：糟屋郡宇美町宇美中央四丁目3580番1地先<br>終点：糟屋郡宇美町宇美中央四丁目3580番2地先 | 27.13    | 4.38～4.8    |
| 1福整第684号   | 令和元年5月31日  | 令和元年8月31日まで  | 起点：糟屋郡粕屋町大字酒殿字カヤハ、字原の各一部<br>終点：糟屋郡粕屋町大字酒殿字カヤハ、字原の各一部 | 550.5    | 4.0～6.0     |
| 1福整第834号   | 令和元年7月4日   | 令和3年3月31日まで  | 起点：糟屋郡篠栗町大字和田768-8<br>終点：糟屋郡篠栗町大字和田765-11            | 75.0     | 5.0～9.5     |
| 1福整第834号-2 | 令和元年7月17日  | 令和3年6月30日まで  | 起点：古賀市日吉一丁目1039-2地先<br>終点：古賀市日吉一丁目760-7地先            | 141.0    | 7.0         |
| 1福整第834号-3 | 令和元年7月23日  | 令和元年9月30日まで  | 起点：糟屋郡志免町南里四丁目357-1の一部<br>終点：糟屋郡志免町南里四丁目363-4の一部     | 55.06    | 5.595～5.900 |

|            |           |              |   |                                  |   |
|------------|-----------|--------------|---|----------------------------------|---|
| 1福整第834号-4 | 令和元年8月6日  | 令和2年3月31日まで  | 起点：糟屋郡久山町山田1375-14<br>終点：糟屋郡久山町山田1358-6   | 240                              | 10.7～19.7                               |
| 1福整第834号-5 | 令和元年8月22日 | 令和3年3月31日まで  | 起点：糟屋郡久山町大字山田367-9<br>終点：糟屋郡久山町大字猪野1473-43  | ①：189.3<br>②：144.8               | ①：6.0<br>②：6.5                          |
| 1福整第834号-6 | 令和元年8月26日 | 令和3年3月31日まで  | ①：<br>始点：古賀市筵内字田倉2612-4地先<br>終点：古賀市筵内字田倉2568-2地先<br>②：<br>始点：古賀市筵内字田倉2558地先<br>終点：古賀市筵内字田倉2556-2地先  | ①：842.0<br>②：97.0                | ①：12.0<br>②：9.5                         |
| 31久整第277号  | 平成31年4月1日 | 平成33年3月31日まで | ①：<br>起点：大川市大字郷原字水落121番4<br>終点：大川市大字郷原字新添117番15<br>②：<br>起点：大川市大字郷原字北田290番3<br>終点：大川市大字郷原字北田283番9<br>③：<br>起点：大川市大字大橋字入道210番4<br>終点：大川市大字大橋字平原282番2 | ①：135.00<br>②：110.00<br>③：220.00 | ①：8.0～23.0<br>②：8.0～31.2<br>③：10.0～35.5 |
| 1京整第685号-1 | 令和元年6月11日 | 令和4年3月31日まで  | 起点：築上郡築上町大字椎田960番地2<br>終点：築上郡築上町大字椎田977番地20   | 128.74                           | 9.00～19.51                              |
| 1京整第685号-2 | 令和元年8月23日 | 令和3年7月31日まで  | 起点：京都郡苅田町大字新津500-3、500-4、504-6<br>終点：京都郡苅田町大字新津511-5  | 120.00                           | 17.0                                    |
| 1直整第596号   | 令和元年5月24日 | 令和3年4月30日まで  | 起点：直方市大字中泉1013番11地先<br>終点：直方市大字中泉1015番9地先   | 105.0                            | 8.5（車道6.0m）                             |

|                 |               |                 |  |       |     |
|-----------------|---------------|-----------------|--|-------|-----|
| 1 直整第<br>596号-2 | 令和元年5<br>月28日 | 令和元年9<br>月30日まで | 起点：直方市大字感田<br>2279番2の一部<br>終点：直方市大字感田<br>2279番2の一部 | 65.19 | 6.0 |
|-----------------|---------------|-----------------|--|-------|-----|

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号             | 指定年月日         | 指定期間             | 道路の位置   | 道路の延長<br>(m)     | 道路の幅員<br>(m)    |
|------------------|---------------|------------------|---|------------------|-----------------|
| 1 南整柳第<br>513号   | 令和元年10<br>月3日 | 令和3年10<br>月31日まで | 起点：柳川市古賀274番<br>2<br>終点：柳川市古賀258番<br>16   | 224.00           | 7.0~11.0        |
| 1 南整柳第<br>513号-3 | 令和2年2<br>月28日 | 令和3年3<br>月31日まで  | 起点：大川市大字上巻字<br>七田239番4の一部<br>終点：大川市大字上巻字<br>畑中298番5の一部  | 1.00             | 12.32           |
| 1 南整柳第<br>513号-4 | 令和2年3<br>月27日 | 令和4年3<br>月31日まで  | 起点：柳川市大和町豊原<br>字宮園38-5<br>終点：柳川市大和町豊原<br>字前田558-2   | 337.00           | 11.50~<br>17.95 |
| 1 田整第<br>1470号   | 令和2年2<br>月12日 | 令和2年12<br>月31日まで | ①：<br>起点：田川郡添田町大字<br>添田字岩石山2532-145<br>地先<br>終点：田川郡添田町大字<br>添田字ラク2531地先<br>②：<br>起点：田川郡添田町大字<br>添田字岩石山2532-154<br>地先<br>終点：田川郡添田町大字<br>添田字岩石山2532-156<br>地先 | ①：48.5<br>②：57.0 | ①：10.0<br>②：6.0 |

|                  |               |                 |  |        |      |
|------------------|---------------|-----------------|--|--------|------|
| 1 田整第<br>1470号-2 | 令和2年3<br>月23日 | 令和4年3<br>月31日まで | 起点：田川市大字夏吉<br>197番27<br>終点：田川市大字夏吉<br>194番56 | 192.65 | 11.0 |
|------------------|---------------|-----------------|--|--------|------|

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号        | 指定年月日      | 道路の位置  | 道路の延長<br>(m) | 道路の幅員<br>(m) |
|-------------|------------|--|--------------|--------------|
| 1 福整第984号   | 令和元年8月15日  | 糸島市二丈松末字前<br>田1262番1、1262番<br>3                                      | 93.82        | 6.00~6.02    |
| 1 福整第984号-2 | 令和元年9月25日  | 糟屋郡須恵町大字佐<br>谷字立毛977番1、<br>976番2の一部                                  | 34.93        | 6.00         |
| 1 福整第984号-3 | 令和元年9月27日  | 糟屋郡須恵町大字植<br>木字ヒハノ原2010番<br>8  | 16.8         | 6.00         |
| 1 久整第642号   | 令和元年5月23日  | 三井郡大刀洗町大字<br>本郷字寺後2825番1<br>、2828番1、2828番<br>12、2840番3、字伴<br>屋2387番6 | 46.83        | 6.0~6.0      |
| 30北整第9号-23  | 平成31年4月22日 | 遠賀郡水巻町二東三<br>丁目375-1   | 36.405       | 5.10         |
| 1 北整第606号-1 | 令和元年6月5日   | 遠賀郡遠賀町大字広<br>渡字六十歩1988番1   | 37.07        | 5.00~6.00    |
| 1 北整第606号-2 | 令和元年6月21日  | 遠賀郡遠賀町大字木<br>守字村下1501-9<br>番、2452番の一部                                | 34.72        | 6.00         |
| 1 北整第606号-3 | 令和元年6月24日  | 福津市星ヶ丘231番<br>2、水路の一部  | 27.83        | 4.00         |
| 1 北整第606号-4 | 令和元年6月27日  | 遠賀郡水巻町吉田西<br>三丁目2401-1   | 49.22        | 6.00         |



|             |            |   |         |           |
|-------------|------------|---|---------|-----------|
| 1北整第606号-5  | 令和元年8月1日   | 遠賀郡岡垣町大字吉木字深道1177番3、1177番17                                     | 67.38   | 6.00      |
| 1北整第606号-6  | 令和元年8月8日   | 福津市宮司二丁目769番18、769番5  | 33.6    | 6.00      |
| 1北整第606号-7  | 令和元年8月7日   | 遠賀郡芦屋町山鹿93番1、93番6   | 22.64   | 6.01      |
| 1北整第606号-8  | 令和元年8月20日  | 遠賀郡水巻町伊左座五丁目172-13、172-14                                       | 131.778 | 4.2~5.885 |
| 31飯整第290号   | 平成31年4月23日 | 飯塚市鯉田字井手ノ上574-1   | 21.47   | 5.00      |
| 31飯整第290号-2 | 平成31年4月26日 | 飯塚市南尾字島ノ町375-1、376-3、376-14                                     | 61.23   | 6.00      |
| 1飯整第579号    | 令和元年5月28日  | 飯塚市平恒字彼岸田278番5、278番16   | 34.60   | 6.00      |
| 1飯整第579号-3  | 令和元年8月16日  | 飯塚市楽市字池田336番1   | 44.89   | 6.00      |
| 30久整第261号   | 平成30年4月18日 | 大川市中古賀字野ノ口211番14  | 103.76  | 6.02      |
| 1南整柳第396号   | 令和元年7月16日  | 大川市大字下木佐木外瓦巻1176番11、1176番13                                     | 71.32   | 6.02~6.03 |
| 1女整第440号-1  | 令和元年5月27日  | 八女市宅間田165-4   | 24.735  | 6.03~6.04 |
| 1女整第440号-2  | 令和元年6月14日  | 八女市岩崎字苦町6番9   | 65.89   | 6.00      |
| 1女整第440号-3  | 令和元年7月19日  | 筑後市大字久富字大門口1430番1、1430番4  | 38.97   | 6.20      |
| 1女整第440号-4  | 令和元年7月19日  | 八女郡広川町大字久泉字溝ノ上400番1、水路の一部                                       | 20.65   | 6.00      |
| 1女整第440号-5  | 令和元年9月11日  | 八女市稲富字深町41-3、42-2、八女市本町字深町2-766、2-767、2-766地先里道、2-767地先里道、水路の一部 | 78.00   | 6.00      |

|            |           |   |        |                |
|------------|-----------|---|--------|----------------|
| 1女整第440号-6 | 令和元年9月24日 | 筑後市大字前津字立野665-2、665-4、666-4、666-5                 | 78.87  | 6.16~6.59      |
| 31京整第45号   | 令和元年5月10日 | 行橋市西宮市五丁目89-4の一部、89-7、89-10の一部、89-11、90-2の一部、90-6 | 107.31 | 6.09~6.85      |
| 1京整第682号   | 令和元年7月5日  | 豊前市大字今市51番4                                       | 65.55  | 6.00~6.02      |
| 1京整第682号-2 | 令和元年7月26日 | 行橋市東大橋四丁目1678番1                                   | 54.07  | 6.00           |
| 1京整第682号-3 | 令和元年8月20日 | 行橋市大字草野字殿小路404番5、412番4、415番4                      | 24.12  | 5.00           |
| 1直整第658号   | 令和元年6月6日  | 直方市新町三丁目109番5、109番6                               | 39.450 | 6.15(有効幅員6.0m) |
| 1直整第658号-2 | 令和元年6月12日 | 直方市大字感田3257番9                                     | 48.14  | 6.00           |

### 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 指定番号       | 指定年月日      | 道路の位置                     | 道路の延長(m) | 道路の幅員(m) |
|------------|------------|---------------------------|----------|----------|
| 1飯整第579号-2 | 令和元年10月29日 | 飯塚市太郎丸字本村399番1            | 49.80    | 6.00     |
| 1飯整第579号-4 | 令和元年10月3日  | 嘉麻市岩崎1322番6、1328番2、1329番7 | 123.92   | 6.00     |
| 1飯整第579号-5 | 令和元年10月2日  | 飯塚市仁保字筒路413-6、1078の一部     | 39.30    | 6.00     |
| 1飯整第579号-6 | 令和元年10月28日 | 飯塚市多田字長浦322番15            | 48.67    | 6.00     |

|              |            |                                       |       |           |
|--------------|------------|---------------------------------------|-------|-----------|
| 1 飯整第579号-7  | 令和元年11月20日 | 飯塚市椿字天神免169番1                         | 47.29 | 6.00      |
| 1 南整柳第396号-2 | 令和元年11月19日 | 大川市大字小保字上毛601番16、604番2の一部             | 45.18 | 4.00~4.50 |
| 1 南整柳第396号-3 | 令和元年12月4日  | 柳川市立石字宮の前666番4、254番34の一部、680番19の一部    | 65.52 | 6.01~6.05 |
| 1 南整柳第396号-4 | 令和2年3月2日   | みやま市瀬高町下庄字一本杉702番10                   | 74.71 | 6.00~6.01 |
| 1 女整第440号-7  | 令和元年10月21日 | 八女市馬場字前畑885番2、885番14                  | 64.97 | 6.05~6.13 |
| 1 女整第440号-8  | 令和元年11月26日 | 筑後市大字熊野字平藏免31番5                       | 79.95 | 6.00~6.03 |
| 1 女整第440号-9  | 令和元年11月26日 | 八女郡広川町大字藤田字向エ田ノ-547番1                 | 64.38 | 6.00      |
| 1 女整第440号-10 | 令和2年2月26日  | 筑後市大字富久字居屋城364番1、365番1、字西脇304番4       | 61.85 | 6.00      |
| 1 女整第440号-11 | 令和2年3月16日  | 筑後市大字熊野字平藏免194番17、194番44、195番3、196番11 | 49.87 | 6.00      |

### 公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 承認番号        | 承認年月日     | 申請種別 | 道路の位置                                    | 道路の延長(m) |
|-------------|-----------|------|--|----------|
| 1 福整第803号   | 令和元年6月26日 | 全部廃止 | 糟屋郡粕屋町原町二丁目2158番の一部                      | 46.40    |
| 1 福整第803号-2 | 令和元年8月7日  | 全部廃止 | 糟屋郡粕屋町長者原西一丁目259番16の一部、266番5の一部、266番7の一部 | 61.60    |

|              |            |      |                    |       |
|--------------|------------|------|--------------------|-------|
| 31南整柳第111号   | 平成31年4月10日 | 全部廃止 | 柳川市大和町豊原字観音小路643番4 | 56.10 |
| 31南整柳第111号-2 | 平成31年4月10日 | 全部廃止 | 柳川市三橋町藤吉字長床18番1    | 50.97 |
| 1 南整柳第433号   | 令和元年8月6日   | 全部廃止 | 柳川市隅町46-1の一部       | 55.00 |

### 公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

| 承認番号         | 承認年月日     | 申請種別 | 道路の位置   | 道路の延長(m) |
|--------------|-----------|------|---|----------|
| 1 女整第1369号   | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字蔵数517-4                                  | 291.39   |
| 1 女整第1369号-2 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字蔵数529-1の一部、518-7                         | 439.8    |
| 1 女整第1369号-3 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字蔵数335-1、335-3、335-4、330-10、330-27、地先水路   | 113.04   |
| 1 女整第1369号-4 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字蔵数518-1の一部、518-28、518-54、518-55、529-1の一部 | 421.8    |
| 1 女整第1369号-5 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字長浜1783-1                                 | 61.42    |
| 1 女整第1369号-6 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字野町486-1                                  | 72.4     |
| 1 女整第1369号-7 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字野町629-14、629-13、631-2                    | 33.6     |
| 1 女整第1369号-8 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字熊野295-2、1395-1                           | 64.5     |
| 1 女整第1369号-9 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字久富688-1、688-4                            | 66.59    |

|               |           |      |                           |        |
|---------------|-----------|------|---------------------------|--------|
| 1 女整第1369号-10 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字西牟田6355-28           | 78.7   |
| 1 女整第1369号-11 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字鶴田413-3、408-2、里道     | 120.77 |
| 1 女整第1369号-12 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字徳久256-1、256-4、256-11 | 57.76  |
| 1 女整第1369号-13 | 令和2年2月21日 | 全部廃止 | 筑後市大字上北島1140-4            | 95.0   |

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により桂川町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

筑豊広域都市計画用途地域の変更（令和2年7月31日桂川町告示第132号）

**公告**

軌道法に基づく「不利益処分」に係る処分基準の設定案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

令和2年8月21日から令和2年9月23日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部道路維持課に備え置きます。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩稲留字山ノ内230番1から230番37まで及び250番22並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区高砂二丁目8番1号

九州セキスイハイム不動産株式会社

代表取締役 久宗 弘和

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年7月22日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 スーパードラッグコスモス八女店

(2) 所在地 八女市大字室岡字道手43番地 外9筆

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|     |     |
|-----|-----|
| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|

芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

芙蓉総合リース株式会社  
代表取締役 辻田 泰徳  
東京都千代田区麹町五丁目1番地1

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

### 1 届出年月日

令和2年7月22日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス吉井店  
(2) 所在地 うきは市吉井町生葉字赤長732番2 外5筆

### 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前  | 変更後  |
|--|--|
| 芙蓉総合リース株式会社<br>代表取締役 辻田 泰徳<br>東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 | 芙蓉総合リース株式会社<br>代表取締役 辻田 泰徳<br>東京都千代田区麹町五丁目1番地1 |

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり

公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

### 1 届出年月日

令和2年8月3日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン筑紫野  
(2) 所在地 筑紫野市針摺30番21外

### 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前   | 変更後   |
|---|---|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外40社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外43社 |

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小川 洋

### 1 届出年月日

令和2年8月3日

### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン八女
- (2) 所在地 八女市大字蒲原字志ノ江988外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前   | 変更後   |
|---|---|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号<br>外20社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号<br>外21社 |

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン南行橋
- (2) 所在地 行橋市北泉三丁目3番3号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前                    | 変更後                    |
|------------------------|------------------------|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明 |

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
外10社

広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
外10社

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年8月3日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめモール柳川
- (2) 所在地 柳川市三橋町蒲船津1408番地 6 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前   | 変更後   |
|---|---|
| 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外11社 | 株式会社イズミ<br>代表取締役 山西 泰明<br>広島県広島市東区二葉の里三丁目3番1号<br>外12社 |

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市津古字西宮原1000番5及び1000番9から1000番20まで並びに道路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
小郡市津古1390  
有限会社ビザイ  
代表取締役 品川 光利

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年8月21日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大崎字後原742番23及び742番125から742番128まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
小郡市下岩田1970番地7  
株式会社山本建設建材  
代表取締役 山本 辰雄